明石市

2023年4月から開始!



『失語症者向け意思疎通支援者』派遣事業ご利用案内



「失語症」



失語症は、ことばの障害で、脳卒中や事故などの後遺症で起こり、「話す」「聞く」「書く」「読む」が難しくなります。記憶や判断力などは変わらないのに以前のように会話が出来なくなり、その結果、孤立したり、誤解されることもあります。 ※症状や重症度は人によって異なります。

「失語症向け意思疎通支援者」



こんな時に支援が受けられます

失語症で意思疎通が難しい人が、円滑にコミュニケーションできるよう支援します。 失語症者向け意思疎通支援者は失語症のある人のコミュニケーションについて、一定の知識と技術を有しています。

- ・銀行、役所、郵便局などに手続きに行くとき
- ・公共交通機関を使って外出するとき
- ・失語症友の会に参加するとき
- ・買い物や娯楽施設などを利用するとき
- ・その他、外出先でのコミュニケーション時

ご利用条件

派遣の対象となる人は、明石市に居住する失語症者で身体障害者手帳の交付を受けた人です (ただし交付を受けていない人でも対象となる場合があります)

☆事前に登録が必要です「失語症者登録申請書」を提出していただきます

で利用方法 ③ 派遣決定通知 利用日の 3週間前までに 明石市役所 ① 派遣申請 ② 派遣調整依頼

【お問い合わせ先】

明石市障害福祉課(〒673-8686 明石市中崎1丁目5番 1号) TEL 078-918-1344 FAX 078-918-5134 Eメール syogai haken01@city.akashi.lg.jp



詳細はこちらから↑